

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年 5 月28日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目 1 番 1 号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 小野田 貴
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

当社及び当社の連結子会社である東芝アメリカ電子部品社に対して提起されていた訴訟が解決したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該連結子会社の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 東芝アメリカ電子部品社(以下「TAEC」)
住 所 5231 California Avenue, Irvine, CA 92617, U.S.A
代表者 尾間明彦, President & CEO

(2) 当該訴訟の提起があった年月日

2012年5月1日

(3) 当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名 称 The State of Washington(以下「原告」)
住 所 800 Fifth Avenue, Suite 2000, Seattle, WA 98104, U.S.A
代表者 Bob Ferguson, Attorney General

(4) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

原告は、当社らが、過去にブラウン管に関して米国反トラスト法違反行為に関与し、その結果ブラウン管が組み込まれた製品を購入した原告及びその州民等が損害を被ったと主張し、当社及びTAECに対して、損害賠償請求訴訟を提起していました。原告は訴状の中で、請求額を明らかにしていませんでした。

(5) 当該訴訟の解決があった年月日、解決の内容及び損害賠償支払金額

解決があった年月日

2018年5月24日

解決の内容及び損害賠償支払金額

当社は、原告に対して和解金として1,300千米ドルを支払い、原告は本件訴訟を取り下げることで和解しました。

以 上